

流山市地域福祉センター

指定管理者募集要項

令和2年9月

流山市

## 目次

1	指定管理者制度の趣旨	- 2 -
2	公募の概要	- 2 -
	(1) 施設名称	- 2 -
	(2) 指定期間	- 2 -
	(3) 指定管理者の公募及び選定方法	- 2 -
	(4) 選考結果の通知	- 2 -
	(5) 協定の締結	- 2 -
	(6) 問合せ先	- 2 -
3	申請（応募）することができるものの資格	- 3 -
	(1) 申請者	- 3 -
	(2) 申請（応募）書類	- 3 -
	(3) 必要な資格	- 4 -
	(4) 留意事項	- 4 -
4	申請の方法及び公募に関する事項	- 5 -
	(1) 指定管理者の公募手続き及び選定スケジュール	- 5 -
5	参考価格	- 6 -
6	審査及び選定に関する事項	- 6 -
	(1) 審査方法	- 6 -
	(2) 選定方法	- 6 -
7	協定に関する事項	- 7 -
	(1) 基本的な考え方	- 7 -
	(2) 協定締結までの手続き	- 7 -
	(3) 協定内容	- 7 -
8	法令等の遵守	- 7 -
9	事業の継続が困難となった場合の措置等	- 7 -
	(1) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めがない事項が生じた場合の措置	- 7 -
	(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合の措置	- 7 -
	(3) その他の事由により事業の継続が困難になった場合の措置	- 8 -
10	課税に関すること	- 8 -
11	その他	- 8 -
	(1) その他業務	- 8 -

## 1 指定管理者制度の趣旨

平成15年に地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正され、「公の施設」の管理について、従来の管理委託制度に代わって指定管理者制度が発足しました。この制度により、地方自治体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができるようになりました。

本市では、流山市地域福祉センター（以下「センター」という。）の指定管理者の指定に当たり、市民サービスの向上と経費の節減を図るため、管理運営について創意工夫のある提案を持つ事業者を募集します。

なお、申請（応募）の際は、本要項のほか「流山市地域福祉センター指定管理者の業務等に関する仕様書」を確認のうえ手続を行ってください。

## 2 公募の概要

### （1）施設名称

流山市地域福祉センター（施設総称：流山市ケアセンター）

### （2）指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### （3）指定管理者の公募及び選定方法

指定管理者の公募は、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）に基づいて行い、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年流山市規則第52号）に従い、事業計画書等の提示によって実施します。

選定については、流山市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において事業計画書等の審査を行い、指定管理者の候補者を選定するものとします。

### （4）選考結果の通知

指定管理者の候補者の選考結果通知は、申請書類を提出した申請者全てに対して速やかに通知します。

なお、選考に係る経緯については公表しないものとします。また、選考結果に関する異議、問い合わせ等は一切受け付けません。

### （5）協定の締結

指定管理者の候補者が地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、流山市議会の議決を経て指定管理者として指定された場合、本市からその旨を通知します。その後、包括的事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結します。

### （6）問合せ先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市役所 健康福祉部 高齢者支援課 担当 中川

電 話 04-7150-6080

FAX 04-7159-5055

Eメール koureishien@city.nagareyama.chiba.jp

### 3 申請（応募）することができるものの資格

#### （1）申請者

##### ア 申請者

法人その他の団体（以下「法人等」という。）、又は複数の法人等が共同する共同事業体。 ※ 個人での申請は不可。

##### イ 申請者の制限

法人等（法人格のない団体にあつては、その代表者及びその役員）が次のいずれにも該当しないこと。

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同項を準用する場合を含む。）に規定する者に該当するもの。

（イ）地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）に規定する者に該当するもの。

（ウ）地方自治法第92条の2及び第142条、第166条に該当する者。

（エ）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生手続の開始決定がされていないもの。

（オ）国税、県税又は市税を滞納しているもの。

（カ）労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

（キ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体であること。また、役員に同条第6号に規定する暴力団員がいること。

（ク）地方自治法第244条の2第11項に規定する者に該当するもの。

（ケ）本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しないもの。

（コ）手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しないもの又は申請日前6箇月以内に手形又は小切手を不渡りにしたもの。

#### （2）申請（応募）書類

流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に定める以下の関係書類（正本1部、副本9部）を高年齢者支援課に直接提出。窓口受付のみ（郵送不可）。提出時に書類内容を確認するため、事前に来庁日時を電話連絡してください。

ア 流山市公の施設に係る指定管理者の指定申請書

イ 事業計画書及び収支計画書

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

- エ 法人にあつては登記事項証明書
- オ 印鑑証明書
- カ 納税証明書（3（1）イ（オ）に該当しない旨を証するもの）
  - （ア）法人市民税又は市県民税
  - （イ）消費税又は地方消費税
- キ 営業許可・認可等の証明書
- ク 直近3か年の財務状況が把握できる書類

※上記イの収支計画書については、自主事業の収入・支出（人件費・事務費を含む）は自主事業収支予算書に分けて記載してください。

※上記エ、オ、カ、キについては、正本1部を提出して下さい。

※上記エ、オ、カの書類の発行日は3箇月以内のものとしします。

### （3）必要な資格

次の免許を取得し、資格を有する技術者を雇用しているもの（取得又は雇用見込みを含む）。当該免許が必要な業務を再委託する場合は、再委託先の必須条件となります。

- ア 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく警備業の認定
- イ 建築物衛生管理業の登録
- ウ 甲種防火対象物の防火管理者の資格（再委託不可）

### （4）留意事項

#### ア 重複提案の禁止

1申請者につき、当該施設に対する事業計画等の提案は1案とします。

#### イ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、軽微な修正の場合は、この限りではありません。

#### ウ 虚偽の記載をした場合

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

#### エ 公募参加の辞退

公募参加を辞退する場合には、事前に市と協議した上で指示に従ってください。

#### オ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

#### カ 提出書類の取扱い

（ア）提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。

（イ）提出書類は、選定委員会で審議されるほか、議会における審議で使用される場合があります。

なお、提出書類について第三者から開示請求があった場合は、申請者と市で協議するものとしします。

#### キ 接触の禁止

公募開始後、選定委員会の委員に対して、募集選考についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

ク 共同事業体の場合の取扱について

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が（１）イの事項に該当しないものとなります。

また、応募以降の構成員の変更は認めません。

#### 4 申請の方法及び公募に関する事項

##### （１）指定管理者の公募手続き及び選定スケジュール

本事業の実施スケジュールは、以下を予定しています。

ア 募集の告示

令和２年９月１日（火）

イ 募集要項の配布

令和２年９月１日（火）午前１０時から９月３０日（水）午後５時まで（流山市ホームページからのダウンロードしてください。）

ウ 現地説明会の開催

令和２年９月７日（月）１０時から

（ア）場所 流山市地域福祉センター

（イ）開催場所 ４階第１研修室

（ウ）参加人数 申請者（法人等）各２名以内

（エ）申込先 問合せ先に同じ

エ 質問事項受付（E-mail）

令和２年９月９日（水）午前９時から１０日（木）午後５時まで  
上記受付期間内に指定の様式を用いてEメールで問い合わせください。

オ 質問事項の回答

令和２年９月１８日（金）午後４時までに市のホームページに掲載  
全ての質問内容と回答をホームページ上で公開します。

ただし、意見、意思表示とみられるものへの回答はしません

カ 申請（事業計画書等含む。）受付締切

令和２年９月３０日（水）午後５時まで

キ 選定委員会の開催（申請者プレゼンテーション実施）

令和２年１０月２０日（火）、２１日（水）、２２日（木）、２３日（金）

※ いずれかの市が指定する日

ク 選定委員会の実施

選定委員会において、応募の動機や内容、取組み等、提出書類を参考に申請者のプレゼンテーションを行います。出席者は、各申請者（法人等）３名以内とし、詳細な時間、場所は改めて連絡します。

ケ 選定委員会の結果通知

- 令和2年10月下旬  
コ 指定管理者への指定の通知  
流山市議会の議決後  
サ 指定管理者との協定の締結  
令和3年3月下旬

## 5 参考価格

経費については、下記価格を参考にして収支計画書を策定するとともに、消費税の額を明確にしてください。なお、収支計画書はホームページからダウンロードしてください。

参考価格（年間）51,324千円

（うち消費税及び地方消費税1,249,991円）

※消費税率は10%で積算してください。

※1. 上記、参考価格は、精算対象となる修繕費300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を含んで積算しています。

※2. 参考価格と著しく乖離した指定管理料の提案があった場合は、書類審査で選外扱いとなります。

## 6 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査方法

指定管理者の選定に当たっては、「流山市指定管理者制度導入にかかる指針」（平成16年11月施行）に基づき、選定委員会の審査により選定します。

### (2) 選定方法

ア 事前に提出していただいた事業計画書（収支計画書を含む。）及び自主事業計画書（自主事業収支予算書を含む。）等の書類審査を行います。その後、団体ごとにプレゼンテーションを実施して決定します。プレゼンテーションの時間は、個別に応募者へ連絡します。

イ 審査項目は、次のとおりです。

- (ア) 指定管理者の資質
- (イ) 施設運営の方針
- (ウ) 実施体制
- (エ) 安全管理
- (オ) 創意工夫・改善
- (カ) その他必要な事項

ウ 応募にあたっては、次の事項について目標値を設定し、提出資料内に明記してください。

- (ア) 自主事業の回数
- (イ) 利用者数

(ウ) 利用者の満足度

## 7 協定に関する事項

### (1) 基本的な考え方

指定管理者制度は協定の締結により、指定管理者の権限が生じます。協定の各事項の詳細については、指定管理者として指定された事業者と市との間の協議により、施設の管理運営の目的や事情に応じて定めるものとします。

### (2) 協定締結までの手続き

施設の管理運営選定委員会の審査結果に基づき、指定管理者の候補者と選定された者は、指定管理業務受託の意思がある場合に、事務事業の円滑な移行のため、協定の締結についての協議を行い、市と仮協定を締結します。

その後、議会の議決を経て、指定管理者として指定されたものは、市と本協定を締結します。

### (3) 協定内容

- ア 公の施設の管理に関する事項
- イ 公の施設の利用料金に関する事項
- ウ 本市が支払うべき公の施設の管理費用に関する事項
- エ 公の施設の管理を行うに当たって、指定管理者が保有することとなった個人情報の保護に関する事項
- オ アからエに掲げるもののほか市長が必要と認める事項

## 8 法令等の遵守

市と本協定を締結したものは、施設の管理運営にあたり、地方自治法、労働基準法、公共サービス基本法、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同条例施行規則、流山市個人情報保護条例、流山市情報公開条例などの関係法令を遵守しなければならない。

## 9 事業の継続が困難となった場合の措置等

### (1) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めがない事項が生じた場合の措置

市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

### (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合の措置

市は、指定管理者の指定を取り消す等の措置を執ることとします。この場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の運営管理業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとします。



### **(3) その他の事由により事業の継続が困難になった場合の措置**

災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

なお、一定期間内に協議が整わない場合、市は指定管理者の協定を解除できるものとします。

また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとします。

## **10 課税に関すること**

会社等の法人に係る市民税、事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等は課税対象となる場合があります。課税に関する詳細については、国税は税務署、県税については県税事務所、市税につきましては流山市役所税務担当課に確認してください。

## **11 その他**

### **(1) その他業務**

指定管理者として指定されたあと、協定発効までの期間においては、協定発効後の運営業務について別途市と打合わせを重ねて、円滑な業務に移れるようにしていきます。

また、現指定管理期間と指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で十分な引継ぎ等を行うものとします。

なお、貸館業務の予約については、あらかじめ市で予約を受け付けていきます。